



286-1561
令和5年8月28日

一般社団法人宮崎県建築士会会長 殿
一般社団法人宮崎県建築士事務所協会会長 殿
一般社団法人宮崎県建設業協会会長 殿
一般社団法人宮崎県建築業協会会長 殿
一般社団法人宮崎県建築協会会長 殿
一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会会長 殿
公益社団法人全日本不動産協会宮崎県本部長 殿

宮崎県県土整備部長
(公印省略)

令和5年度違反建築防止週間の実施について(依頼)

日頃から本県の建築行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記週間について、令和5年10月15日(日)から10月21日(土)までの期間に実施することとしました。

つきましては、この期間中に「一斉建築パトロール」を別添要領により実施しますので、貴会におかれましても本週間の趣旨を御理解いただき、積極的に御協力くださるようお願いいたします。

(文書取扱 建築住宅課)

担当：建築指導担当 藤近

TEL：0985-26-7195

令和5年度宮崎県違反建築防止週間実施要領

1 目 的

本週間は、一般県民に建築基準法その他関係法令の目的・内容について周知を図るとともに、違反建築物に対して行政上の所要の措置を講じることによって、良好な市街地環境の形成及び建築物の質の向上に努める気運を高めることを目的とする。

2 期 間

令和5年10月15日（日）から10月21日（土）まで

3 実施主体

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市及び日向市

4 重点事項

- (1) 違反建築物是正（建築設備を含む）
- (2) 違反建築物に関与した建築士等の情報収集及び指導の徹底
- (3) 工事監理の徹底
- (4) 工事完了検査の徹底
- (5) その他

病院・診療所、ホテル・旅館、未届けの有料老人ホーム、個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査等の調査対象物件で未調査のものや指導中のもの、違反の有無が不明であったもの、定期報告が提出されていない建築物、屋外階段の木造部分について有効な防錆措置が適切に行われずに劣化している共同住宅、ブロック塀等の安全点検については、一斉建築パトロールとは別に個別に、調査や立入指導を行う。

5 実施要領

上記の実施主体が一体となって、関係機関と連携し、この週間内に「一斉建築パトロール」を実施するほか、違反建築物等に対して所要の措置を積極的に講じるとともに、建築基準法が良好な市街地環境の形成や建築物の安全性の確保等に果たす役割等について、各地域の住民等に対し周知を図る。

（具体的な取り組み）

- ・ 関係機関への協力依頼
- ・ 違反建築防止に関する啓発（ポスターの掲示）
- ・ 一斉建築パトロール（別紙「一斉建築パトロール実施要領」による）
- ・ 工事監理者選定の励行及び啓発
- ・ 適切な工事監理のための啓発・指導及び施工状況報告の徹底
- ・ 設計者等に対する完了検査、中間検査の受検の周知啓発

一 斉 建 築 パ ト ロ ー ル 実 施 要 領

- 1 日 時
令和5年10月20日（金）午前9時から正午まで
- 2 実施対象区域
建築活動の活発な地域とする。
- 3 動員体制
建築担当職員を中心に複数の班を編成する。
- 4 重点事項
特定行政庁は、重点事項を各々定めた上で、所要の措置を講じるものとする。

(宮崎県)
県民生活の基盤である住宅（共同住宅や他の用途を兼ねるものを含む。）の工事
監理及び完了検査の徹底を図る。
 - ・施工状況報告書が提出されていない現場や、建築物を重点的に点検する。
 - ・確認表示板における工事監理者の表示を点検・指導する。
 - ・違反建築物の是正状況を再度確認し、適切に是正が行われていない建築物（建築設備を含む）については、対象建築物の所有者又は管理者に対し是正指導を行うとともに、関係の設計者、監理者、施工者に関する情報を収集・整理し、是正指導を行う。
- 5 実施結果の報告
パトロール終了後、様式2及び様式3（違反建築物がある場合）に記載して午後1時15分までに建築住宅課へ提出する。
- 6 報道機関への発表
県において「一斉建築パトロール」の実施計画及び実施結果について、県政記者クラブへ資料提供（投げ込み）を行う。